

令和 6 年度第 4 次八頭町男女共同参画プラン実施状況

令和 7 年度第 4 次八頭町男女共同参画プラン実施計画

八頭町男女共同参画センター

第4次八頭町男女共同参画プラン体系図

目標 男女がともに輝くまちづくり

3つの基本目標ごとに重点目標を定め、男女共同参画の推進を図ります。

基本目標Ⅰ 男女がともに参画する人づくり

重点目標		施策の方向性
1	男女共同参画に向けた教育の充実	① 学校教育・社会教育における男女共同参画推進 ② 家庭や地域における教育・学習の充実 ③ 子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進
2	あらゆる暴力の根絶	① 防止に向けた意識啓発 ② 情報提供と相談窓口の充実 ③ 被害者の救済と支援

基本目標Ⅱ 男女がともに担う暮らしづくり

重点目標		施策の方向性
3	職場における男女共同参画の推進	① 男女の雇用機会均等の定着促進 ② 女性の積極的な登用 ③ 女性の再就職などチャレンジ支援
4	家庭における男女共同参画の推進	① 家庭生活における固定的性別役割分担意識の解消 ② 男性の家庭生活への参画促進 ③ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
5	生涯を通じた男女の健康支援	① 各年代に応じた男女の健康増進 ② 母性の保護と母子保健対策の推進 ③ 健康を支える食育及びスポーツ活動の推進

基本目標Ⅲ 男女がともに支え合う地域づくり

重点目標		施策の方向性
6	政策・方針決定の場への女性の参画拡大	① 意思決定の場への女性の参画拡大 ② 女性の人材・リーダーの育成 ③ まちづくりへの女性参画に対する住民関心の喚起
7	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	① 住民活動への女性の参画 ② 多様性を認め合う意識の啓発 ③ 人権を尊重した社会環境の醸成
8	地域における男女共同参画の推進	① 地域活動団体などの育成・支援 ② 防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進 ③ 子育て支援サービスの充実

I 男女がともに参画する人づくり

1 男女共同参画に向けた教育の充実

① 学校教育・社会教育における男女共同参画推進

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値 等)	令和7年度実施計画	担 当 課
女性の登用促進・啓発	◆PTA執行役員 R元年度29.4%→R7年度目標50%	◆PTA執行役員 R6年度 35.3%	◆PTA執行役員 R7年度目標 50%	教育委員会
学校における適切な性に関する教育の推進	女性、男性及び多様な性に関し、人権尊重・平等の精神に基づく正しい知識を身に付けるための教育を推進します。	・小学校、中学校とも年間指導計画に沿って主に心の教育に関する学習を実施した。 ・道徳や学級活動で多様性に関わる題材・主題を扱った。 ・人権教育年間計画の提出・計画の確認・改訂をしながら、各学校で性に関し正しい知識を身に付けるための教育に取り組んだ。	・小中学校の性教育年間計画に沿い、各校とも同一歩調で実施する。 ・児童生徒の発達年齢に応じて、性の多様性について学習する。 ・教育会主任会等を通じ、県教委等の事業の活用も周知するなどし、町人権教育全体計画と、各校からの人権教育年間計画に応じて推進する。	教育委員会 人権推進課 男女共同参画センター
誰もが参加しやすいPTA活動の推進	PTA活動や参観日の日程・内容について配慮を行うなど、保護者が参加しやすい環境づくりに努めます。	・保護者が参加しやすいように色々な曜日に参観日を実施した。	・できるだけ多くの保護者が参加しやすいように、参加しやすい日程や内容等工夫して実施する。	教育委員会
学校における人権尊重教育の充実	学校教育やPTA研修などを通して、人権に関する教育の充実を図ります。	・小学校では人権教育参観日やPTAの人権研修会等を実施した。 ・中学校では学年弁論（八頭中生の主張）を保護者参加で実施した。 ・教育会主任会等を通じ、PTA研修に関する費用助成や講師選定相談等を行いながら、教育の充実を図った。	・人権教育参観日やPTA主催の人権研修を実施し、人権教育の充実を図る。 ・教育会主任会等を通じ、PTA研修に関する費用助成や講師選定相談等を行いながら、教育の充実を図る。	教育委員会 人権推進課

教育関係者の男女共同参画意識の向上	教育関係者の男女共同参画意識を高めるために啓発講座や研修の充実を図ります。	・町男女共同参画フェスティバルへの参加を促し、職員研修に取り入れた。また、その他の講座や研修等の案内を回覧し、職員の参加を促した。	・各種研修会へ積極的に参加を促すよう周知を徹底する。また、男女共同参画意識を高めるための研修を充実させる。 ・適切な性に関する教育を推進するために職員研修を行う。	教育委員会 男女共同参画センター
生涯学習参加促進	誰もが参加しやすいように、生涯学習講座など各種研修会の開催日時に配慮を行い、町民の学習参加を促進します。	・誰もが参加しやすい曜日や時間帯を考慮して、各種講座を開催した。	・住民のニーズに合わせた各種講座を開催し、誰もが参加しやすい環境に配慮した事業を実施する。	教育委員会 中央公民館

② 家庭や地域における教育・学習の充実

具体的施策	施策内容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値等)	令和7年度実施計画	担当課
家事や育児・介護を体験する機会の創出	男女ともに必要な家事や育児、介護に対する関心を高めるための交流や学習に努めます。	・保育所4カ所で保護者を対象とした「子育て講座」を開催した。 ・プレママ・プレパパ講座を実施するため募集を行ったが、希望者がなく未実施。 ・家族みんなでできる片付け収納術の講演会を開催し、家庭内での家事育児の推進を図った。	・保育所・小学校・中学校の保護者を対象とした「子育て講座」を開催する。 ・プレママ・プレパパ講座（助産師さんを含む）の内容を検討し実施する。 ・啓発講座等事業を実施し、家事や育児、介護に対する関心を高め、家族で協働することの大切さを啓発する。	教育委員会 子育て支援センター 男女共同参画センター
女性のエンパワメント	女性の能力発揮の推進を図る意識啓発をするとともに、教養講座及び育成講座などを開催し、学習活動の充実を図ります。	・生涯学習専門学校を開催し、働く女性を対象に「メイク教室」を開催した。 また、地区公民館等で「手作りパン教室」や「料理教室」を開催し、幅広い年代の女性に学習活動を行った。 ・女性の視点における防災テクニックの基礎講座や、子育て世代を対象にした防災講座を開催し、災害時における女性の能力発揮の推進を図った。	・住民のニーズを把握し、各種講座を開催して女性の能力発揮の推進に寄与する。 ・女性を対象とした教養講座や男女共同参画に関する講座を開催し、意識啓発を行う。	教育委員会 中央公民館 男女共同参画センター

③ 子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値 等)	令和7年度実施計画	担 当 課
男女共同参画意識を育む教育・学習の充実	保育所・小学校・中学校で心身の発達段階や年代に応じた男女平等教育・学習を推進します。	・各教科、道徳教育や特別活動など全教育活動を通じて男女がお互いに協力していくことや、相互理解などの学習を行った。	・各教科、道徳教育や特別活動など全教育活動を通じて、男女の協力や相互理解をさらに深めていく。	教育委員会
男女共同参画の視点を踏まえた児童・生徒指導	児童生徒が各自の能力や適性を発見し、幅広い視野から性別にとらわれない進路、多様な生き方の選択ができるよう、教育・指導を行います。	・性別にとらわれることなく、児童・生徒の意思決定を尊重して組織作りや役割分担を行った。 ・職業調べ・高校調べなどの学習を通して、男女問わず様々な場面で活躍する方や、先輩の姿を知る学習を行った。	・性別にとらわれることなく、児童・生徒の人間形成を図るための指導内容や指導方法の充実に努める。 ・男女問わず様々な場面で活躍する方や学びを深める先輩の姿を知る学習（キャリア教育の一環）を行う。	教育委員会
職場体験事業の実施	中学生を対象に、職場体験を行い、性別に関わらず様々な職業について体験し、職業意識の育成を図ります。	・中学校2年生の全生徒を対象に、5月に3日間職場体験学習（わくわく八頭中）を実施した。	・中学校2年生の全生徒を対象に、5月に3日間職場体験学習（わくわく八頭中）を実施する。	教育委員会

2 あらゆる暴力の根絶

① 防止に向けた意識啓発

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値 等)	令和7年度実施計画	担 当 課
DV根絶への社会的認識の徹底・啓発	広報紙などを通じて、DVは犯罪であるという認識を高めるとともに、研修や防止啓発講座を行うことで、DVの根絶を目指します。	・性暴力防止に関する法律が改正され、男女共同参画センターを会場に開催し、パネル展を周知するための広報を行った。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせて、この運動を象徴するパープルリボンをツリーに飾り施設内に設置したほか、啓発資料や関連図書等の展示、また、広報やずへの関連記事の掲載を行った。	・DVにおける広報に関しては、関係課が連携して啓発を行うとともに、啓発DVD教材の貸出し等による啓発普及を行う。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動週間」などで関連DVDの上映会や啓発資料、関連図書などの展示、チラシを同封したティッシュなどの配布、また広報やずへの関連記事の掲載などにより啓発を行う。	人権推進課 福祉課 男女共同参画センター
セクハラ防止啓発	地域社会、教育の場などにおけるセクハラの防止のための啓発活動を行います。	・企業・事業所、又は地域（各地区人推）に対し、セクシュアル・ハラスメントを含め、“あらゆる人権”という観点から、啓発DVD視聴等の学習を推進した。 ・課内・事務局内で職員研修を実施した。 ・4コマ漫画集（パート8）を用いて、メインテーマを「LGBTQ+」とした研修を実施した中で、あらゆるハラスメントの防止について確認した。 ・DVDの貸出しを行い、職員研修を行った。	・“あらゆる人権”という観点から、企業・事業所、又は地域（各地区人推）に啓発DVD視聴等の学習を推進する。 ・課内・事務局内で職員研修による啓発活動を行う。 ・啓発資料の掲示・展示、関連図書・DVDの貸出し、チラシを同封したティッシュの配布を行い、セクハラ防止啓発を行う。	全課
スクールセクハラ・デートDV防止啓発	お互いを尊重し対等な関係が築けるよう、教育現場におけるセクハラ（スクールセクハラ）、恋人同士で起こる暴力（デートDV）などに関する正しい知識と防止啓発活動を行います。	・県教委主催のハラスメント研修に参加し、職場内で研修内容の周知を行った。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせて、この運動を象徴するパープルリボンをツリーに飾り施設内に設置したほか、啓発資料や関連図書等の展示、また、広報やずへの関連記事の掲載を行った。	・いじめ防止や問題行動の指導を通じて人権意識の高揚を図り、DVをする人にもされる人にもならないよう、また、さらなる被害を防ぐための「防止教育」に努める。 ・啓発資料の掲示・展示、関連図書・DVDの貸出し、チラシを同封したティッシュの配布を行い、デートDV等防止啓発を行う。	教育委員会 男女共同参画センター

児童虐待防止啓発	啓発パンフレット配布、ポスター掲示を行うなど、防止啓発に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会による個別支援会議（ケース検討会）での関係機関との連携、情報共有を行い、早期発見・早期対応の体制の充実を図ります。	・児童虐待防止月間（１１月）には、町内の保育所、小学校、中学校等に対し、啓発物（ボールペン、チラシ）を配布した。行政機関、公民館、まちづくり委員会等へも啓発物を配布する等、啓発活動を行った。 ・要保護児童対策地域協議会による個別支援会議等を開催し、関係機関と連携を図り、児童虐待防止及び早期発見・早期対応に取り組んだ。 ・子どもの表情や言動をよく観察し、虐待が疑われる場合は、関係機関と連携し早期対応した。 ・日々の子どもの様子を注意深く観察し、早期発見・早期対応に努めた。また、関係機関と連携を図り体制の充実を図った。保護者に啓發文書・物品を配布した。 ・１１月の「児童虐待防止月間」内にこの運動を象徴するオレンジリボンをつリーに飾り施設内に設置した他、啓発資料等の展示などを行った。	・啓発物品やチラシを配布し、児童虐待防止の啓発を行う。また、町報、町ホームページ等も活用して幅広い年代に啓発を行う。 ・要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）を活用し、関係機関と連携を図り、児童虐待の防止及び早期発見・早期対応に取り組む。 ・子どもの表情や言葉、態度などをよく観察し、虐待が疑われる時は、関係機関と連携しながら早期対応する。 ・日々の子どもの様子をしっかりと観察し、早期発見・早期対応に努める。また、関係機関と連携を図りながら体制の充実を図る。保護者宛に啓發文書や啓発物品を配布する。 ・１１月の「児童虐待防止月間」内にこの運動を象徴するオレンジリボンをつリーに飾り施設内に設置する他、啓発資料等の展示を行う。	保健課 町民課 各保育所 人権推進課 教育委員会 男女共同参画センター
高齢者虐待防止啓発	虐待による被害を防止するため、高齢者虐待防止に関する周知、啓発を行います。 講演会、認知症サポーター養成講座を各集落、各種団体対象に開催し、認知症を原因とする高齢者虐待を防止するための周知啓発に努めます。 また、郡家警察署、とっとり東部権利擁護支援センター、医療機関、福祉事務所等の関係機関との連携・情報共有を行い、早期発見・早期対応の体制の充実を図ります。	・広報やずに高齢者虐待の理解、普及啓発を目的に掲載し啓発を行った。 ・認知症の症状を起因とした高齢者虐待を防止するため、毎月の認知症の人と家族の集いでのミニ講座の開催、各集落、まちづくり委員会等を対象とした認知症サポーター養成講座を開催し、普及啓発に努めた。 ・郡家警察署、鳥取東部権利擁護支援センター、医療機関、福祉関係機関等と連携を図り、高齢者虐待の早期解決、再発防止に向けて対応を行った。	・広報やずにより、高齢者虐待防止に関する周知、啓発を行う。 ・講演会、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症を原因とする高齢者虐待を防止するための周知啓発を行う。 ・郡家警察署、とっとり東部権利擁護支援センター、医療機関、福祉事務所等の関係機関との連携・情報共有を行い、早期発見・早期対応に努める。	地域包括支援センター 保健課

② 情報提供と相談窓口の充実

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 6 年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値 等)	令和 7 年度実施計画	担 当 課
相談窓口の充実	人権擁護委員による人権相談窓口や弁護士による法律相談窓口などを開設し、相談しやすい体制の充実を図るとともに、被害の顕在化を防止し、効果的な相談業務に努めます。	・基本、毎月 1 回（第 2 水曜日）に行政相談員と合同の総合相談窓口を開設し、人権擁護委員による人権相談を開催した。 ・高齢・障がい・児童・生活困窮等の各種専門相談、あらゆる相談を受け止める福祉相談支援センター「ほっと」の設置を町社会福祉協議会へ委託し、各地区まちづくり委員会でも受け止めた課題を福祉相談支援センター「ほっと」へ繋いだ。 ・偶数月の第 1 金曜日に弁護士による何でも相談を開催し、相談時間を十分にとるなど相談しやすい体制整備を図った。	・引き続き総合相談窓口を開設し、相談しやすい体制の充実を図る。併せて、町ホームページや防災無線を活用して積極的な周知を行う。 ・高齢・障がい・児童・生活困窮等の各種専門相談、あらゆる相談を受け止める福祉相談支援センター「ほっと」の設置を町社会福祉協議会へ委託し、各地区まちづくり委員会に生活支援相談員を配置し受け止めた課題を福祉相談支援センター「ほっと」へ繋ぐ。 ・偶数月の第 1 金曜日に弁護士による何でも相談の開催、また職員による電話相談を随時行い、相談窓口の周知と体制の充実を図る。困難な問題を抱える女性への対応についても関係課と連携を図る。	企画課 人権推進課 福祉課 男女共同参画センター
被害者の早期発見・早期対応	医療機関・弁護士・民間支援団体などの関係機関・関係各課との連携を強化することにより、DVなどの相談業務を担っている専門機関の情報を共有し、必要な援助が幅広く行えるように努めます。	・人権擁護委員による人権相談窓口を開設することにより、被害者の早期発見、関係専門機関への情報提供等の体制充実に努めた。 ・弁護士による何でも相談や職員による日々の相談電話の受付を行い、また警察や女性相談など関係機関との情報・意見交換を図り、連携に努めた。	・人権擁護委員による人権相談窓口を開設し、関係機関と連携しながら、被害者の早期発見、関係専門機関への情報提供等の体制充実に努める。 ・関係各課をはじめ、県女性相談支援センターや民間支援団体（のぞみ）など関係機関と連携し、情報共有を行いながら早期発見・早期対応に努める。	町民課 各保育所 人権推進課 福祉課 男女共同参画センター

③ 被害者の救済と支援

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 6 年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値 等)	令和 7 年度実施計画	担 当 課
公的相談機関・民間支援団体との連携促進	福祉相談センター、法務局などの公的相談機関、民間支援団体などと連携し、相談・支援体制の強化に努めます。	・基本、毎月 1 回（第 2 水曜日）に行政相談員と合同の総合相談窓口を開設し、人権擁護委員による人権相談を開催した。 ・偶数月の第 1 金曜日に弁護士による何でも相談を開催し、相談時間を十分にとるなど相談しやすい体制整備を図った。	・引き続き総合相談窓口を開設し、相談しやすい体制の充実を図る。併せて、町ホームページや防災無線を活用して積極的な周知を行う。 ・偶数月の第 1 金曜日に弁護士による法律相談の開催、また職員による電話相談を随時行い、相談窓口の周知と体制の充実を図る。	町民課 各保育所 人権推進課 福祉課 男女共同参画センター
研修の充実と職員の人材確保	二次被害を防止し、被害者への適切な対応・支援ができるよう研修の充実を図り、継続的な職員の資質向上に努めます。	・二次被害防止も含め、課内・事務局内で職員研修を実施した。 ・県の隣保館相談支援強化研修事業等、外部団体の研修への参加や、課内研修、日々の課内での情報交換等により研鑽に努めた。 ・弁護士による何でも相談や職員による日々の相談電話の受付を行い、関係機関との情報・意見交換を図り連携に努めた。	・二次被害防止も含め、課内・事務局内で職員研修を実施し、資質向上に努める。 ・県の隣保館相談支援強化研修事業等を活用しながら、スキルアップ等に努める。 ・関係各課をはじめ、県女性相談支援センターや民間支援団体（のぞみ）など関係機関と連携し、情報共有を行いながら早期発見・早期対応に努める。	全課

Ⅱ 男女がともに担う暮らしづくり

3 職場における男女共同参画の推進

① 男女の雇用機会均等の定着促進

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値等)	令和7年度実施計画	担 当 課
育児・介護休業法など制度の周知と利用啓発	育児・介護休業制度など多様な働き方を可能とする制度の普及啓発と利用促進を行います。 ・ 男性の育児休業取得率（県内民間企業） H29年度5.6%→R7年度目標30% ※県商工労働部がH27年度より3年に1回調査実施	◆ 男性の育児休業取得率の向上啓発 県内事業所（10人以上） ※県商工労働部がH27年度より3年に1回調査実施 (県内企業) R6年度 37.6% (町：八頭町役場) R6年度 25% 1名 (対象者4名) ◆ 妻の出産に伴う休暇（特別休暇） (町) R6年度 100% ◆ 妻の産前産後の期間に子の養育のための休暇（特別休暇） (町) R6年度 100%	◆ 男性の育児休業取得率の向上啓発 (県内企業) R7年度目標30%以上を維持する。 (町：八頭町役場) R7年度 100% ◆ 妻の出産に伴う休暇（特別休暇） (町) R7年度 100% ◆ 妻の産前産後の期間に子の養育のための休暇（特別休暇） (町) R7年度 100%	総務課 産業観光課 保健課 男女共同参画センター
男女間の賃金格差の是正啓発	男女間の賃金格差の是正に向け、町内企業への啓発を行います。	・ チラシ等の配架や、町ホームページ等で周知・啓発した。 ◆ 男女間の賃金格差 (全国) R6年度 男100% 女75.8% (県) R6年度 男100% 女76.4%	・ 広報やずや町ホームページへの掲載により、情報を周知し、関連記事の掲載やチラシ等により、関係団体、関係課と連携しながら賃金格差是正の啓発を図る。	産業観光課 総務課 男女共同参画センター
男女雇用機会均等法などの関係法の周知啓発	男女雇用機会均等法などの労働関連法について、広報紙などで周知と啓発を行い、町内企業における男女の機会均等と公正な処遇の確保に努めます。	・ 働きやすい職場環境の推進に向け、鳥取県と連携し、鳥取県男女共同参画企業の認定に向け直接企業訪問し、周知・啓発を図った。	・ 広報やずやへの関連記事の掲載やチラシ等により、労働関連法に係る各種制度、鳥取県男女共同参画推進企業等の周知を図る。	産業観光課 総務課 男女共同参画センター

あらゆるハラスメント防止 に向けての取組推進	セクハラ、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの防止に向けて啓発を行うとともに、相談窓口の充実と関係機関との連携強化を図ります。	・課内・事務局内の職員研修において、あらゆるハラスメントに対する普及啓発を行った。 ・広報等で人権啓発を行いながら、人権相談により、被害者の早期発見、関係専門機関への速やかな情報提供、被害者支援を図った。 ・4コマ漫画集（パート8）やDVDを用いて、あらゆるハラスメントの防止を確認した。	・課内・事務局内の職員研修において、継続的にあらゆるハラスメントに対して防止啓発を行う。 ・適宜ハラスメント防止に向けた啓発を行いながら、人権相談窓口の充実を図る。 ・広報やずへの関連記事の掲載やチラシ等により、あらゆるハラスメントの防止に向けた啓発を行う。	全課
---------------------------	--	--	---	----

② 女性の積極的な登用

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値 等)	令和7年度実施計画	担 当 課
役場内部の女性の管理職への積極的登用	R元年度45.5% → R7年度目標50%	◆ R6年度 35.5%	◆ R7年度目標 50%	総務課
女性の活躍推進法の啓発	女性が職業生活において、個人の希望に応じて能力を十分発揮し、活躍できる環境が整うよう啓発に努めるとともに、女性の活躍に関する情報提供に努めます。	・国や県からのチラシ等の配架や、広報やず等で啓発を行った。	・各種企業へ女性登用促進に向けて、商工会を通してパンフレットを配布し、取組を促進する。 ・広報やずへの関連記事の掲載やチラシ等により、個々の能力を十分に発揮し、活躍できる環境に努める。	産業観光課 総務課 男女共同参画センター
企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブアクション）の推進啓発	町内企業へ女性の活躍推進法の啓発周知及び女性登用に関する取組を促進します。	・チラシやポスター等の配架により啓発を行った。	・商工会等と連携し企業向けの啓発周知を促進する。 ・広報やずへの関連記事の掲載やチラシ等により、女性活躍推進法や女性登用に関する啓発を行う。	産業観光課 総務課 男女共同参画センター
男女のそれぞれ少ない職業分野への参加促進	広報紙や4コマ漫画などを通じて、性別にとらわれない職業分野への参画を推進します。	・広報やずの4コマ漫画の掲載などにより性別にとらわれない職業分野への参画啓発を行った。	・広報やずへの関連記事などの掲載、チラシ等により、性別にとらわれない職業分野への参加を推進する。	男女共同参画センター
自営業における家族従事者の就労環境の改善促進	商工会や農業協同組合などとの連携により、就労環境の改善に向けた啓発を推進します。	・チラシ等の配架、面談、会員向け講座等により啓発を行った。	・商工会や農業協同組合などと連携を図りながら、チラシ等の配架、面談等により啓発を行う。	産業観光課

農業分野における女性の活躍促進	・鳥取県指導農業士の女性割合 R元年度40%→R7年度目標40% ・農業協同組合の女性正組合員加入割合 R元年度16.6%→R7年度目標30% ・農業協同組合役員の女性割合 R元年度0%→R7年度目標15% ・家族経営協定の締結農家数 R元年度13件→R7年度目標15件	◆鳥取県指導農業士の女性割合 R6年度 2人 40% ◆農業協同組合の女性正組合員加入割合 R6年度 406人 16.4% ◆農業協同組合役員の女性割合 R6年度 0% ◆家族経営協定の締結農家数 R6年度 16件	◆鳥取県指導農業士の女性割合 R7年度目標 2人 40% ◆農業協同組合の女性正組合員加入割合 R7年度目標 30% ◆農業協同組合役員の女性割合 R7年度目標 15% ◆家族経営協定の締結農家数 R7年度目標 16件	産業観光課
-----------------	--	--	--	-------

③ 女性の再就職などチャレンジ支援

具体的施策	施策内容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値等)	令和7年度実施計画	担当課
再就職に向けた支援活動の推進	再就職支援講座など、再就職に関する相談・就業支援の情報提供を行います。	・月1回子育て支援センター事業の開催日に合わせて、ハローワークと連携し、就職に関する個別相談を行った。	・月1回子育て支援センター事業の開催日に合わせて、ハローワークの就職相談事業を実施する。	産業観光課 教育委員会 男女共同参画センター
女性起業家・女性自営業者に対する支援活動の推進	女性チャレンジ講座などを開催し、女性の起業に関する相談に応じるとともに、活動支援を図ります。 農業協同組合・農業改良普及所と連携して女性の農業起業グループへの活動支援を図ります。	・個別の相談に応じ、起業に関する就業支援を図った。 ・関連講座チラシの配架等を行い周知啓発を図った。	・個別の相談への対応等、起業に関する支援を行う。 ・関係各課、関係団体等と連携し、関連講座や相談会等を開催し、活動支援を図る。	産業観光課 男女共同参画センター
保育所入所に関する情報提供	保育所の入所手続きや入所状況を町ホームページへ掲載し、働く保護者の家庭と仕事の両立支援を図ります。	・保育所入所の手続きや第2子以降保育料無償化などの制度について町ホームページへ掲載し周知を図った。	・保育所入所の手続きや第2子以降保育料無償化などの制度について町ホームページへ継続して掲載し周知を図る。	町民課

4 家庭における男女共同参画の推進

① 家庭生活における固定的性別役割分担意識の解消

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値 等)	令和7年度実施計画	担 当 課
子育て支援フェスタの開催	子育て支援フェスタを開催し、男女が共に関わる子育ての推進に向けた啓発を行います。	・八東ふれあいスポーツセンターを会場に子育て支援フェスタを実施。男女がともに関わる子育ての推進に向けた啓発を行った。 (大人160名、子ども145名の参加)	・子育て支援フェスタを、規模や内容などを検討し実施する。	子育て支援センター
母親・父親の育児講座の開催	各保育所、小学校・中学校の保護者を対象とした子育て講座を開催し、家庭内における固定的性別役割分担意識の見直しを図ります。	・保育所4カ所で保護者を対象とした「子育て講座」を開催した。 ・男女共同参画センターと子育て支援センターの共催で防災対策に関する講座を実施した。 ・父親の育児講座実行委員会と共同で、アウトドアクッキングや親子eスポーツ体験会などを開催し、父親の育児参加の啓発を行った。 ・男女共同参画事業のチラシの掲示及び配布を行った。	・保育所・小学校・中学校の保護者を対象とした「子育て講座」を開催する。 ・男女共同参画センターと子育て支援センターの共催で、父親の育児参加につながる育児講座を実施する。 ・父親の育児講座実行委員会と連携した父親の育児講座や、男女共同参画センターでの啓発講座などで親子で参加できる事業を開催し、父親の家事や育児への参加を促進する。	各保育所 子育て支援センター 町民課 教育委員会 男女共同参画センター

② 男性の家庭生活への参画促進

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値 等)	令和7年度実施計画	担 当 課
父親の育児講座の開催	男性の子育て講座、育児講座、料理教室などを開催し、父親の育児参加への啓発を行います。	・父親の育児講座実行委員会と共同で、親子でアウトドアクッキングや親子eスポーツ体験会などを開催し、父親の育児参加の啓発を行った。	・父親の育児講座実行委員会と連携し、親子で参加できる事業の開催や、父親の家事や育児への参加を促進する。	教育委員会 中央公民館 男女共同参画センター

男性の家庭生活等への参画を可能とする働き方の啓発	男性が家庭生活等へ参画しやすい働き方の改善へ向けた啓発を行います。	・課内職員間の業務連携を図り、男性が家庭生活等へ参画しやすい環境づくりを推進した。 ・職場内で互いに声をかけながら、業務を協力し合い、早く帰宅できるように心がけた。 ・課内職員間の業務連携を図り、「時間外勤務をしない」・「休暇を取得しやすい」環境づくりを推進した。 ・年間を通して仕事と休暇のバランスの取れた生活となるよう職員で共通認識し、担当者の休暇時には他の職員がカバーしあった。	・課内職員間の業務連携を図り、男性が家庭生活等へ参画しやすい環境づくりを推進する。 ・職場内で互いに声をかけながら、業務を協力しあう。 ・課内職員間の業務連携を図り、「時間外勤務をしない」・「休暇を取得しやすい」環境づくりを推進する。 ・仕事と休暇のバランスの取れた生活を促進する。	全課
介護における参画意識の啓発	在宅医療・介護体制の充実を図るとともに、男性が参加しやすい介護講座を開催するなど、介護における参画意識を啓発します。	・在宅で介護をしている家族を対象に適切な介護知識・技術の習得や、各種サービスの適切な利用方法の紹介等「家族介護教室」（月1～2回）を開催し、在宅生活の継続において男女問わず参画していけるよう啓発を行った。	・在宅医療・介護体制の充実を図るとともに、男性の介護者も個別相談や研修に参加しやすいよう配慮に努める。	保健課

③ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

具体的施策	施策内容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値等)	令和7年度実施計画	担当課
鳥取県男女共同参画推進企業認定制度の普及啓発	「仕事と家庭の両立に配慮し、男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業（鳥取県男女共同参画推進企業）」への認定啓発を行います。 ・R元年度24事業所→R7年度30事業所	◆R6年度認定企業 31事業所（累計） 27事業所（現状） ・鳥取県の担当者と一緒に企業訪問を行い認定啓発を行った。	◆R7年度目標 32事業所（累計） 28事業所（現状） ・鳥取県の担当者と連携を図り、認定啓発に向け企業訪問を行う。	産業観光課 総務課 男女共同参画センター

職場中心の意識、ライフスタイルの見直し啓発	仕事と家庭の調和を図るため、長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進などを図ります。	・長時間労働が見込まれる職員の事務分担の見直し、課内連携により長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進に努めた。 ・個々の業務や家庭状況に合わせ、有給休暇の取得など、適切に取得できた。 ・仕事と家庭のバランスの取れた生活となるよう周知し、担当者の休暇時には他の職員がカバーするなど連携による支援を図った。 ・課内職員間の業務連携を図り、「時間外勤務をしない」・「休暇を取得しやすい」環境づくりを推進した。 ・年間を通して仕事と休暇のバランスの取れた生活となるよう職員で共通認識し、担当者の休暇時には他の職員がカバーしあった。	・課内連携により長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進に努める。 ・課内でコミュニケーションを取りながら互いに協力して業務を進め、休暇の適切な取得を行う。 ・事務分担の見直しや職員間の連携による支援強化を図り、ワークライフバランスを推進する。 ・課内職員間の業務連携を図り、「時間外勤務をしない」・「休暇を取得しやすい」環境づくりを推進する。 ・仕事と休暇のバランスの取れた生活を促進する。	全課
------------------------------	---	--	--	-----------

5 生涯を通じた男女の健康支援

① 各年代に応じた男女の健康増進

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値 等)	令和7年度実施計画	担 当 課
健康診査受診率の向上	ライフステージに応じた健診等受診率の向上 ・特定健診受診の促進 ・乳がん検診受診の促進 R元年度21.0%→R7年度目標50% ・子宮がん検診受診の促進 R元年度34.0%→R7年度目標50%	・特定健診、子宮がん・乳がん検診未受診者（特定の年齢の対象者）に対し、受診勧奨通知を送付。休日検診、午後検診を実施。 ◆乳がん検診受診の促進 R6年度 20.8% ◆子宮がん検診受診の促進 R6年度 34.2%	・ライフステージ等に応じた、検診（健診）受診率向上のを目指した取り組みを行う。 ◆特定健診受診の促進 ◆乳がん検診受診の促進 R7年度目標 50% ◆子宮がん検診受診の促進 R7年度目標 50%	保健課 町民課
生活習慣病・介護予防対策の促進	介護予防、自立促進・健康増進に向けた運動機能向上、口腔機能向上、認知症支援の啓発を行うなど、予防についての周知・啓発を行います。	・介護予防、自立支援・健康増進に向けた運動機能向上、口腔機能向上、認知症予防のための各種運動教室や介護予防教室を開催し、生活習慣病・介護予防の普及、啓発を行った。	・介護予防、自立支援・健康増進に向けた運動機能向上、口腔機能向上、認知症予防のための各種運動教室や介護予防教室を開催し、生活習慣病・介護予防の普及、啓発を行う。	保健課 地域包括支援センター

② 母性の保護と母子保健対策の推進

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 6 年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値 等)	令和 7 年度実施計画	担 当 課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発	母性健康管理措置、母性保護規定などについて、母子健康手帳の交付時などの機会に情報提供を行います。また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツがすべてのカップルと個人を対象としているとおり、性と生殖に関する平等な関係性について男女が理解しあい、尊重し合うことの大切さなどについても啓発を行います。	・母子健康手帳交付時に、母性健康管理措置、母性保護規定等に関する情報提供の充実を図った。 ・女性の健康週間等に広報やずへ関連記事を掲載したり関連図書の展示・貸出しを行うなど啓発を行った。	・母子健康手帳交付時に、母性健康管理措置、母性保護規定等に関する情報提供を行う。 ・女性の健康週間等に広報やずへ関連記事を掲載したりチラシを同封したポケットティッシュの配布、関連図書の展示・貸出しを行うなど啓発を行う。	保健課 男女共同参画センター
妊娠・出産・産後などにおける女性の健康づくり支援	妊婦健康診査、産後健康診査、乳幼児健康診査、産後ケアなどを実施し、産前産後の女性に対して情報提供を行うなど相談・支援の充実を図ります。また特定不妊治療費の助成を行います。	・妊娠・出産・子育て期を通じて、女性及びその子の健康診査等を実施した。また、必要な情報提供を行い、女性の健康づくりの推進を図った。特定不妊治療費については助成内容の拡充を図った。	・妊娠・出産・子育て期を通じ、女性及びその子の健康診査等を実施し、女性の健康づくりの推進を図る。特定不妊治療費の助成を行う。	保健課

③ 健康を支える食育及びスポーツ活動の推進

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 6 年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値 等)	令和 7 年度実施計画	担 当 課
生涯を通じての食育の推進	広報紙などによる啓発を実施するなど、生涯を通じて健全な食生活を送るための食育に取り組みます。	・広報やず、ケーブルテレビ、ポスター掲示等による啓発を行った。	・広報やず、ケーブルテレビ、ポスター掲示等による啓発を行う。	保健課
スポーツ・レクリエーション活動の充実	各種スポーツ大会を開催するとともに、水中運動教室や体操教室などスポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。	・スポーツ推進員主催による各種スポーツ教室、体育協会主催によるスポーツ大会を開催し、参加者も徐々に回復してきた。	・各種教室、スポーツ大会を予定どおり実施し、参加者の増加を図る。	保健課 教育委員会

Ⅲ 男女がともに支え合う地域づくり

6 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

① 意思決定の場への女性の参画拡大

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和 6 年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値 等)	令和 7 年度実施計画	担 当 課
審議会委員などへの女性の登用促進	性別や年代に関わらず多様な意見を町の政策・方針決定に反映するため、各種審議会などへの女性登用を促進します。 ・ 審議会委員等への女性の登用率 R元年度 42.8% → R7年度目標 50% ・ 農業委員への女性登用率 R元年度 28.6% → R7年度目標 36% ・ 老人クラブにおける女性役員の登用率 R元年度 12.5% → R7年度目標 30%	・ 委員の女性割合が 40%未満の審議会の担当課に対して、女性の登用促進を依頼した。 ◆ 審議会委員等への女性の登用率 R6年度： 39.7% ◆ 農業委員への女性登用率 R6年度： 7% (1人) ※任期 R5.7~R8.7 ◆ 老人クラブにおける女性役員の登用率 R6年度： 15%	・ 男女共同参画推進本部等で、審議会への女性の登用を促進するよう啓発を行う。 ◆ 審議会委員等への女性の登用率 R7年度： 50.0% ◆ 農業委員への女性登用率 R7年度： 7% (任期がR5.7~R8.7までの為、変更なし) ◆ 老人クラブにおける女性役員の登用率 R7年度目標 15%	全課
各種団体などへ女性の登用拡大に向けて協力要請	各種団体に向けて女性の登用促進のための広報や啓発、協力を要請して行きます。	・ 区長会で周知、広報やずの4コマ漫画の掲載などにより啓発を行った。 ・ 委員の女性割合が 40%未満の審議会の担当課に対して、女性の登用促進を依頼した。	・ 出前講座や広報やずへの関連記事の掲載、啓発物の掲示等により、女性の登用促進に向けた啓発を行う。	男女共同参画センター
男女共同参画の意識啓発	意思決定の場へ女性が主体的に関わることを啓発し、性別にとらわれない男女共同参画の意識啓発を促進します。	・ 上下水道運営審議会において、女性の意見を反映するよう女性を積極的に登用した。 ・ 町人推各専門部部長、副部長の選出等にあたり、男性が部長、女性が副部長などの性別役割分担意識に捉われないよう意識改革に努めた。 ・ 課内・事務局内で職員研修を実施した。 ・ 4コマ漫画集（パート8）を用いて、性別による役割分担意識にとらわれない意識の啓発を行った。	・ 上下水道運営審議会において、女性の意見を反映するよう女性委員を積極的に登用する。 ・ 性別役割分担意識に捉われないことのないよう意識改革などの啓発に努める。 ・ 課内・事務局内で職員研修により意識啓発を図る。	全課

② 女性の人材・リーダーの育成

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値 等)	令和7年度実施計画	担 当 課
女性の活躍促進のための取組	女性の能力が十分発揮できる環境や意識づくりに努め、男女共同参画意識を高める学習機会の提供を図ります。	・「女性の能力開発」などと、特筆して講座や研修を行ってはいないが、人権問題学習会の際にも、他の人権課題と併せた普遍的な考え方の啓発などのほかに、啓発DVD教材の提供等も行った。 ・課内・事務局内の職員研修を実施した。 ・4コマ漫画集（パート8）を用いて、性別による役割分担意識にとらわれない意識の啓発に努めた。	・人権問題学習会の際など、他の人権課題と併せた普遍的な考え方の啓発などのほか、啓発DVD教材の提供等も行う。 ・課内・事務局内の職員研修による啓発を行う。	全課
男女共同参画リーダー養成	日本女性会議など、国内・県内などで開催される男女共同参画をテーマとした研修会、講座などに町民を派遣し、男女共同参画リーダーの養成を図り、男女共同参画の推進に向けた意識啓発に努めます。	・倉吉市で開催された県のよりん彩記念日フォーラムに参加し、意識啓発に努めた。 ・若年層の女性を対象とした「女子会@やず」事業を開催した。	・県のよりん彩記念日フォーラムの講演会や各種オンライン講座等への参加促進を図る。 ・日本女性会議への参加を募る。	男女共同参画センター

③ まちづくりへの女性参画に対する住民関心の喚起

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値 等)	令和7年度実施計画	担 当 課
女性が参画しやすい環境づくりの啓発	地域において女性の意見が反映されやすい環境づくりに向けた働きかけを行います。	・広報やず「人権のひろば」や人権問題学習会を通して、人権を尊重する普遍的な考え方を啓発した。 ・課内・事務局内で職員研修を実施した。	・広報やず「人権のひろば」や人権問題学習会を通して、人権を尊重する普遍的な考え方を啓発する。 ・課内・事務局内で職員研修により啓発を行う。	全課
集落役員（自治会役員）の女性の登用促進	積極的な広報・啓発を行い、集落役員の女性登用の意識啓発を行います。 R元年度 2.8% → R7年度目標 10%	・区長会で女性役員登用に向けて啓発を行った。 R6年度 5.5%	・積極的な広報・啓発を行い、集落役員の女性登用の意識啓発を行う。 R7年度目標 10%	総務課 男女共同参画センター

7 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

① 住民活動への女性の参画

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値 等)	令和7年度実施計画	担 当 課
男女共同参画センターの充実	学習・啓発・人材育成・集落や各種団体への出前講座などの男女共同参画に関する各種事業を実施します。	・啓発講座のかがやき広場や、父親の育児講座などへの参加を性別や年齢を問わず幅広く呼び掛け、各種講座を開催した。 ・男女共同参画審議会を開催し、第4次男女共同参画プランの進捗状況及び実施計画について審議を行い、男女共同参画事業の推進を図った。 ・男女共同参画センター運営審議会を開催し、センターの適正運営に向けた検討、協議を行った。 ・男女共同参画センターを広く住民に認知していただく為に、男女共同参画センターにおいて1日開催の男女共同参画フェスティバルを開催し、認知を図った。	・住民のニーズを把握し利用しやすい事業を実施する。 ・各集落への出前講座を実施する。 ・老朽化してきている施設の改修を進める。	男女共同参画センター

② 多様性を認め合う意識の啓発

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値 等)	令和7年度実施計画	担 当 課
固定的性別役割分担意識是正のための啓発	性別に関わりなく一人ひとりがお互いを認め合い、尊重しながら共に参画できる男女共同参画社会の形成についての講座・研修を開催し、広報・啓発に努めます。	・広報やず「人権のひろば」や人権問題学習会を通して、人権を尊重する普遍的な考え方を啓発した。 ・課内・事務局内で職員研修を実施した。 ・4コマ漫画集（パート8）を用いて、性別による役割分担意識にとらわれない意識の啓発を行った。	・広報やず「人権のひろば」や人権問題学習会を通して、人権を尊重する普遍的な考え方を啓発する。 ・課内・事務局内で職員研修により啓発を行う。	全課

男女共同参画フェスティバルの開催	実行委員会と協働で開催し、男女共同参画の推進へ向けた啓発を行います。	・例年の講演会やパネル展示に加え、ワークショップや体験コーナーを追加し、男女共同参画センターを会場に1日開催で実施し、センターの認知を図った。11月の女性に対する暴力をなくす運動週間に合わせて、登録団体やセンターによる啓発パネル等を展示し、啓発を行った。	・費用対効果を考慮し、昨年の実績を踏まえ実行委員会で開催方法を検討する。アンケート結果を基に、住民のニーズを反映し内容を検討する。	男女共同参画センター
男女共同参画カルタ・子育てカルタの活用	男女共同参画カルタや子育てカルタについて、時代に合った内容への更新を図り、固定的性別役割分担意識の解消に向けて、各種研修会や講演会などでの利用啓発を行います。	・町内老人クラブや、まちづくり委員会などへカルタを貸出し、意識啓発に努めた。 ・父親委員会の事業と併せて啓発を行った。	・これまでのカルタの活用と共に、新たなカルタも貸出し、事業等での活用を図る。	男女共同参画センター

③ 人権を尊重した社会環境の醸成

具体的施策	施策内容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値等)	令和7年度実施計画	担当課
男女共同参画に関する相談窓口の充実	弁護士によるなんでも相談を実施します。	・偶数月の第1金曜日に弁護士によるなんでも相談の開催や、職員による電話相談等を随時行い、相談窓口の充実を図った。	・偶数月の第1金曜日に弁護士によるなんでも相談を実施する。 ・職員による電話等での相談窓口の充実を図る。	男女共同参画センター
図書・資料の収集と情報提供	男女共同参画に関する図書・絵本・DVDなどの充実及び貸出、パンフレットなどの資料を収集するとともに情報提供を行います。	・男女共同参画に関する図書や絵本、DVDを新たに購入し、貸出しを行った。また、広報やずや、Webサイト等での貸出方法の周知等、情報提供に努めた。	・麒麟のまち連携中枢都市圏の市町と連携したり、人権推進課と連携し情報提供を図る。	男女共同参画センター
町報等による広報	4コマ漫画や男女共同参画週間、DV防止（パープルリボン）週間など時期や社会情勢に合わせて町報やホームページ、ケーブルテレビなどにより啓発します。	・毎月、4コマ漫画、男女共同参画週間、DV防止月間など、時期や社会情勢に合わせたテーマを決めて、広報やずや町ホームページに掲載し啓発を行った。	・毎月、男女共同参画に関する4コマ漫画を広報やずやに掲載するなどして、啓発を行う。	男女共同参画センター 企画課

8 地域における男女共同参画の推進

① 地域活動団体などの育成・支援

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値 等)	令和7年度実施計画	担 当 課
シルバー人材センターの充実	男女がともに高齢者になってもその知識や経験を生かした多様な参画の場づくりを進め、社会参加活動を支援します。	・登録会員数152名 (男性112名・女性40名) R6年度 26.3% ・シルバー人材センター運営費の助成を行った。	・R7年度目標 27%	福祉課
地域活動団体との連携	地域でさまざまな活動を行う団体に対して、男女共同参画登録団体制度の周知を図り、登録団体に対する啓発支援を通じて男女共同参画社会の実現を目指します。	・女性団体連絡協議会や男女共同参画推進会議の活動支援や、関連事業の広報活動などを行い参画を促進した。 ・既登録団体には、研修室使用や印刷機の利用を無料とし、活動を支援した。 ・男女共同参画フェスティバルでは、町内の各種団体による活動報告や男女共同参画の啓発パネル展示により連携を図った。	・既登録団体との連携を強化し、活動を支援するとともに、男女共同参画センターの各種事業への参加や協力を促進する。	男女共同参画センター

② 防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進

具 体 的 施 策	施 策 内 容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値 等)	令和7年度実施計画	担 当 課
地域防災・災害における男女共同参画の推進	被災した立場でも、現場で活動する立場でも男女それぞれの働きが重要となるため、性別にとらわれず、多様な考え方が活かされるよう、地域防災・災害対策への女性の参画を推進します。	・防災会議委員に女性7名の委嘱を行った。 女性登用率 30.4% ・麒麟のまちとの連携講座で防災基礎講座の実施や、子育て支援センターとの連携による子育て世代の防災講座を実施し、災害時における対応を学んだ。	・防災会議委員に女性7名の委嘱を行う。 女性登用率 30.4% ・いつ起こるかかわからない災害に備え、各地域における防災対策への参画を推進する。(地域での子育てしながらの防災講座を実施する。)	総務課 防災室 男女共同参画センター

バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	公共施設建設に当たっては、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化に配慮するとともに、各種講演会などでは手話通訳の配置に努めます。	・人権尊重のまちづくり講演会、部落解放研究集会で手話通訳を配置した。 ・確定申告相談において相談会場を1階に設営し、バリアフリー等を考慮した配置・掲示を行った。	・人権尊重のまちづくり講演会、部落解放研究集会に手話通訳を配置する。 ・確定申告会場の設営において、配置などバリアフリー等に配慮する。	全課
----------------------	---	---	--	----

③ 子育て支援サービスの充実

具体的施策	施策内容	令和6年度実施状況・進捗状況 (具体的な取り組み・数値等)	令和7年度実施計画	担当課
保育サービスなどの充実	乳児保育、障がい児保育、延長保育、土曜保育、一時保育、送迎バス運行や第2子以降保育料無料化を実施するとともに、子育てと仕事の両立支援、相談機能の充実を図ります。	・町内保育所（5ヶ所）において、乳児保育、障がい児保育、延長保育、土曜（午後）保育、一時保育を実施するとともに、病後児保育を実施した。また、病児・病後児事業を広域連携にて実施した。 ・第2子以降の保育料無償化を継続して行った。 ・子育て支援センター開所時間に利用者の相談を受けた。（電話相談を含む。）	・第2子以降保育料無償化と各種特別保育事業を継続して実施する。 ・病児・病後児事業を広域連携事業として継続して実施する。 ・利用者支援の為、育児相談日を設け、相談しやすい環境を整える。	町民課 各保育所 子育て支援センター
地域における子育て支援の充実	ファミリーサポートセンター事業、子育て支援センター事業、放課後児童クラブなどの充実に努め、地域における子育てを支援することで保護者の就労や社会参加を推進します。	・ファミリーサポートセンター事業、子育て支援センター事業を継続実施し、育児等への支援をしていくことで、保護者の就労や社会参加を推進した。	・ファミリーサポートセンター事業、子育て支援センター事業の継続実施と充実に努めることで、保護者の就労や社会参加を推進していく。	町民課 子育て支援センター 教育委員会